名古屋市公報

令和 4年 3月 9日

第143号

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名 古 屋 市 役 所

電話 [052] 972-2246

編集兼 発行人

目	次		ページ
規	則		
○ 名古屋市会計規則の一部を改正する規則 ○ 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一	川 (会計・出納課)	(第12号)	4
○ 名古屋市 音品/「風車物米// 旭日和煎り)○ 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を	(住都・総務課)	(第13号)	5
	で以近りる規則 ス市・スポーツ施設室)	(第14号)	8
告	示		
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の 指定に関する告示の一部改正	の対象となる寄附金の (財政・税制課)	(第73号)	10
○ 名古屋市泰明町土地区画整理事業の事業	巻計画の変更認可	.,	
	(住都・市街地整備課)	(第74号)	11
	環境・地域環境対策課)	(第75号)	12
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全			
く形質変更時届出管理区域の指定につい	ヽて 景境・地域環境対策課)	(第76号)	13
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全	/	(角(0万)	13
く形質変更時届出管理区域の指定の解除			
(璓	環境・地域環境対策課)	(第77号)	14
○ 名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合 <i>0</i>	つ理事の住所変更の届		
• •	(住都・市街地整備課)	(第78号)	15
○ 特定計量器定期検査の実施	(経済・産業企画課)	(第79号)	<u> </u>
選挙管理委員会	: 告 示		
○ 各種直接請求等に必要な数について		(第1号)	18
			
O SHORYUDO Nagoya Su			
s 1Day Ticket (キャッシ	·		
発売について		(第1号)	20
			_
○ 地方自治法第 231条の 2の 3第 1項に規			
者により乗車料金を納付する場合の特例			
改正		(第5号)	22

公告

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の 公告 (経済・地域商業課)

23

規則のあらまし

- 名古屋市会計規則の一部を改正する規則(第12号)
 - 1 改正内容

資金を前渡することができる経費の対象を拡大します。(第74条関係)

2 施行期日令和 4年 3月 1日から施行します。

- 名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則(第13号)
 - 1 改正内容
 - (1) 回数駐車券の見直しに伴い、規定の整備等を行います。 (第 3条、第 1号様式及び第 2号様式関係)
 - (2) その他規定の整理を行います。(第4条、第9条、第3号様式、第4号様式及び第5号様式関係)
 - 2 施行期日令和 4年 4月 1日から施行します。
- 名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則(第14号)
 - 1 改正内容

瑞穂公園北陸上競技場の電光表示装置の大型映像装置への更新に伴い、 規定の整備を行います。(別表第3関係)

- 2 施行期日等
 - (1) 令和 4年 7月 1日から施行します。ただし、一部の規定は、同年 4月 1日 (以下「一部施行日」といいます。) 又は公布の日から施行します。
 - (2) この規則による改正後の名古屋市瑞穂公園条例施行細則の規定に基づく許可の申請その他大型映像装置を使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができることとします。

名古屋市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第12号

名古屋市会計規則の一部を改正する規則

名古屋市会計規則(昭和39年名古屋市規則第5号)の一部を次のように改正する。

第74条第1項に次の1号を加える。

(32) 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

附則

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月2日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第13号

名古屋市営路外駐車場条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営路外駐車場条例施行細則(昭和41年名古屋市規則第91号)の一部 を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

2 条例第3条第4項の規定に基づき駐車場を利用できる駐車券11枚つづり(名古屋市営久屋駐車場にあっては、11枚つづり又は100枚つづり)の回数駐 車券(第1号様式)を発行するものとし、その種類及び料金の額は、次表の とおりとする。

名 称	種類	料金	
名古屋市営久屋駐車場	300 円券	1冊(11枚つづり)	3,000円
石	300 门分	1冊(100枚つづり)	27,000 円
名古屋市営大須駐車場	200 円券	1 冊	2,000 円
石 白	300 円券	1 冊	3,000円
名古屋市営古沢公園駐車場	200 円券	1 冊	2,000円

- 第3条第3項中「第3号様式」を「第2号様式」に改める。
- 第4条第1項中「第4号様式」を「第3号様式」に改める。
- 第9条第1項中「第5号様式」を「第4号様式」に改める。

第1号様式中「普 通 回 数 駐 車 券」を「回 数 駐 車 券」に 改め、「入出庫の取扱い時間内」を削り、同様式備考第4項中「11枚つづり」 の次に「(名古屋市営久屋駐車場にあっては、11枚つづり又は100枚つづり)」 を加える。

第2号様式を削り、第3号様式を第2号様式とし、第4号様式を第3号様式 とする。

第5号様式中「(あて先)」を「(宛先)」に改め、同様式を第4号様式と する。

附則

- 1 この規則は、令和4年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市営路外駐車場条例施行細則(以下「旧規則」という。)第3条第2項の規定に基づいて発行されている普通回数駐車券は、この規則による改正後の名古屋市営路外駐車場条例施行細則(以下「新規則」という。)第3条第2項の規定による回数駐車券(以下「新回数駐車券」という。)とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて作成されている普通回数 駐車券(施行日以後に料金精算所において駐車料金精算機に挿入されたもの 又は係員に引き渡されたものを含む。)は、新規則の規定にかかわらず、当 分の間、新回数駐車券として使用することができる。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則第3条第2項の規定に基づいて発行されている夜間回数駐車券(以下「旧夜間回数駐車券」という。)は、施行日以後は、これを使用することができない。ただし、次に定めるところにより、旧夜間回数駐車券と新回数駐車券との引換えを受けることができる。
 - (1) 引換期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(2) 引換場所

名古屋市営久屋駐車場、名古屋市営大須駐車場又は名古屋市営古沢公園 駐車場

- (3) 引換場所に応じ次に定める引換方法
 - ア 名古屋市営久屋駐車場にあっては、旧夜間回数駐車券の券片1枚につき新回数駐車券2枚を交付する。
 - イ 名古屋市営大須駐車場にあっては、旧夜間回数駐車券の券片1枚につき新回数駐車券(200円券)3枚又は新回数駐車券(300円券)2枚を交付する。
 - ウ 名古屋市営古沢公園駐車場にあっては、旧夜間回数駐車券の券片1枚 につき新回数駐車券3枚を交付する。

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

名古屋市長 河 村 たかし

名古屋市規則第14号

名古屋市瑞穂公園条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市瑞穂公園条例施行細則(令和2年名古屋市規則第75号)の一部を次のように改正する。

別表第3 2 北陸上競技場の附属設備の表中「電光表示装置」を「大型映像装置」に、

 1式
 42,000円

 1式
 12,000円

Γ

1式	静止画像の表示のみ	42,000円
	に使用する場合(北	
	陸上競技場の撮影設	
	備を使用する場合を	
	除く。)	
	その他の場合	115,000円
1式	静止画像の表示のみ	12,000円
	に使用する場合(北	
	陸上競技場の撮影設	
	陸上競技場の撮影設備を使用する場合を	
	,	

に改める。

附則

- 1 この規則は、令和4年7月1日から施行する。ただし、別表第3 2 北陸 上競技場の附属設備の表の改正規定中「電光表示装置」を「大型映像装置」 に改める部分は同年4月1日(以下「一部施行日」という。)から、次項の 規定は公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市瑞穂公園条例施行細則の規定に基づく許可の申請その他大型映像装置を使用するために必要な手続は、一部施行日前においても行うことができる。

名古屋市告示第73号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定 に関する告示の一部改正

平成23年名古屋市告示第565号の一部を次のように改正します。

令和4年2月28日

名古屋市長 河 村 たかし

表中

Γ

を

社会福祉法人ケアマキス 名古屋市天白区笹原町1701番地

に改める。

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第74号

名古屋市泰明町土地区画整理事業の事業計画の変更認可

土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第10条第 1項の規定により、次の 土地区画整理事業の事業計画の変更について認可しました。

令和 4年 3月 1日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 土地区画整理事業の名称名古屋市泰明町土地区画整理事業
- 2 事務所の所在地名古屋市中区三の丸三丁目 1番 2号(主たる事務所)名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
- 3 施行認可の年月日令和 3年 4月 9日
- 4 変更認可の年月日令和 4年 3月 1日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第75号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第 1項の規定に基づき、特定 有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届 出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 3月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 形質変更時要届出区域に指定する土地 名古屋市港区天目町 116番の一部
- 2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物
- 3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 六価クロム化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第76号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号)第58条の8第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 4年 3月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定する区域名古屋市南区丹後通 5丁目16番の一部
- 2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第77号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定の解除について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例(平成15年名古屋市条例第15号)第58条の8第2項の規定に基づき、令和2年名古屋市告示第420号により指定した形質変更時届出管理区域の全部を次のとおり解除します。

令和 4年 3月 2日

名古屋市長 河 村 たかし

- 1 指定を解除する区域 名古屋市瑞穂区萩山町 4丁目38番の一部及び39番の一部
- 2 指定する事由がなくなった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物(土壌溶出量基準)
- 3 当該形質変更時届出管理区域において講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去(基準不適合土壌の掘削による除去)

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第78号

名古屋市大高瀬木南土地区画整理組合の理事の住所変更の届出

土地区画整理法(昭和29年法律第 119号)第29条第 1項の規定により、名古 屋市大高瀬木南土地区画整理組合から、次のとおり理事の住所変更の届出があ りました。

令和 4年 3月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

E	氏 名		7 	変更前の住所	変更後の住所
小	野	健	吾	名古屋市緑区大高町字柿木 峡 7番地の 2	名古屋市緑区瀬木南 606番 地
近	藤	壽	夫	名古屋市緑区大高町字洞之 腰14番地の 4	名古屋市緑区瀬木南 716番 地
下	村	哲	也	名古屋市緑区大高町下西峡 38番地の 3	名古屋市緑区瀬木南 501番 地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第79号

特定計量器定期検査の実施

計量法(平成4年法律第51号)第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和4年3月4日

名古屋市長 河 村 たかし

 定期検査を行う区域 緑区

2 対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が300キログラム未満のもの(分銅及びおもりを含む。)。ただし、ひょう量300キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量300キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

検 査 日	検	査 場 所
4月15日(金)	徳重小学校	(正門:玄関)
4月19日 (火)	鳴海小学校	(東門:講堂)
4月21日 (木)	大高小学校	(正門:体育館テラス)
4月25日(月)	滝ノ水小学校	(正門:特別活動室)
4月27日 (水)	長根台小学校	(正門:特別活動室)

ただし、特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第2項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

名古屋市選挙管理委員会告示第1号

各種直接請求等に必要な数について

地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による各種の直接請求、地方教育 行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定による委員 の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)の 規定による合併協議会設置の請求をするのに必要な数は次のとおりである。

令和4年3月4日

名古屋市選挙管理委員会委員長 佐 橋 典 一

1 地方自治法第74条第1項(条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求)、同法第75条第1項(市の事務並びに市長及び教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、農業委員会その他法令又は条例に基づく委員会又は委員の権限に属する事務の執行に関する監査の請求)及び市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項(合併協議会設置の請求)に規定する数

37,800 人

2 地方自治法第76条第1項(市の議会の解散の請求)、同法第81条第1項 (市長の解職の請求)及び同法第86条第1項(副市長、選挙管理委員又は 監査委員の解職の請求)並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第8条第1項(市の教育委員会の教育長又は委員の解職の請求)に規定す る数

336, 250 人

3 地方自治法第80条第1項(市の議会の議員の解職の請求)及び同法第86条

第1項(区の選挙管理委員の解職の請求)に規定する数

区 名	規定する数	区 名	規定する数
千 種 区	43,776 人	熱 田 区	18,330 人
東区	22,449 人	中 川 区	60,143 人
北区	45,525 人	港区	38, 585 人
西 区	41,075 人	南区	37, 185 人
中 村 区	37,839 人	守 山 区	47,570 人
中 区	24,792 人	緑区	66,989 人
昭 和 区	28,671 人	名 東 区	43,555 人
瑞穂区	29,869 人	天 白 区	43,650 人

4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項及び同法第5条第15項に規 定する数

314,999 人

名古屋市選挙管理委員会事務局

名古屋市交通局告示第1号

SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticket (キャッシュレス決済専用) の発売につ いて

高速電車乗車料条例施行規程(昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号) 第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程(昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号)第23条第2項の規定に基づき、 SHORYUDO Nagoya Subway & Bus 1Day Ticket (キャッシュレス決済専用)(以下「昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券(C制)」という。)を次のように発売します。

令和4年2月28日

名古屋市交通局長 小 林 史 郎

1 発売対象者

短期滞在を目的として日本に渡航してきた外国人で、旅券を所持する者に 対して発行します。

- 2 料金
 - 620円
- 3 発売枚数
 - 9,830枚(ただし、1人につき2枚までの発売とします。)
- 4 発売場所

各乗車券発行所、名古屋市金山観光案内所及びオアシス21iセンターとします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

- 5 使用条件
 - (1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券 (C制) は、1枚で大人1人が使用 日1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用するこ

とができ、その使用回数を制限しません。

- (2) 通用開始日・通用期間については、共通一日乗車券の例によります。
- 6 発売開始日

令和4年3月1日

- 7 料金の還付
 - (1) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券 (C制) の料金の還付は、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で取り扱います。
 - (2) 昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券 (C制) の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。
- 8 不正使用

昇龍道バス・地下鉄全線一日乗車券(C制)の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

9 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

名古屋市交通局管理規程第5号

地方自治法第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者により乗車料金を納付する場合の特例に関する規程(平成24年名古屋市交通局管理規程第22号)の一部を次のように改正する。

令和4年2月28日

名古屋市交通局長 小 林 史 郎

第2条第2号中「高年齢者割引全線定期券及び割引定期券」を「割引定期券並びに特別の料金の乗車券のうち高年齢者割引全線定期券及び一日乗車券その他別に定めるもの」に改め、同条第4号中「割引定期券」の次に「及び特別の料金の乗車券のうち24時間乗車券その他別に定めるもの」を加え、同条第5号中「及び共通全線定期券」を「、共通全線定期券及び共通一日乗車券」に改める。

第3条第1項に次のただし書を加える。

ただし、前条第2号に定める特別の料金の乗車券のうち一日乗車券その他別に定めるもの、同条第4号に定める特別の料金の乗車券のうち24時間乗車券その他別に定めるもの及び同条第5号に定める共通一日乗車券の発売については、各乗車券発行所においてのみ取扱う。

附則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

令和 4年 3月 4日

名古屋市長 河 村 たかし

1 大規模小売店舗の名称及び所在地 ビバモール名古屋南 名古屋市南区豊田五丁目1209番 5 ほか 3筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあって は代表者の氏名

		変更前			変更後		変更
No.	氏名 名 和 称	代表者の 氏 名	住 所	氏名 名 称	代表者の 氏 名	住 所	年月 日
1	㈱SMBC 信託銀行	代表取締役 奥 敦之	東京都港区西新橋一丁目 3番 1号	変更なし	変更なし	東京都千代 田区丸の内 一丁目 3番 2号	令和 3年 7月 5日
2	㈱ピース& グリーン	代表取締役 夏原 平和	滋賀県彦根 市西今町40 番地 1		代表取締役 夏原 行平	変更なし	令和 3年 12月 23日

3 変更の日2で既述

4 変更した理由

(1) No. 1の設置者については、住所変更のため

- (2) No. 2の設置者については、代表者変更のため
- 5 届出の日令和 4年 2月18日
- 6 届出書の縦覧場所 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課(名古屋市役所本庁舎 5階)
- 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 4年 3月 4日から同年 7月 4日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例(平成 3年名古屋市条例第36号)第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

- 8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗 を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項に ついて意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意 見書の提出によりこれを述べることができます。
- 9 意見書の提出期限及び提出先

令和 4年 7月 4日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業 · 流通部地域商業課